

提 案 書 の 募 集 に つ い て

次の業務について、プロポーザル方式により契約の相手方を決定いたしますので提案書を募集いたします。

| | |
|------------|--|
| 業務の内容 | テレワーク・ICT活用による職場環境整備支援業務委託 |
| 業務の仕様等 | 別添「仕様書」のとおり |
| 契約期間 | 契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日まで |
| 業務実施要件 | (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。 (2) 神奈川県の名指停止期間中の者でないこと。 (3) 過去 5 年間にテレワーク導入及び ICT 活用に関する業務又はこれらに類似する業務に係る実績を有する者であること。 (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。 |
| 提案していただく内容 | テレワーク・ICT 活用による職場環境整備支援業務委託に関する公募型プロポーザル募集要項による |
| 審査の実施時期 | 令和 5 年 3 月中旬 |
| その他 | |

* 選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。

なお、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

* 上記の業務について提案書の提出を希望される場合には、令和 5 年 2 月 20 日（月）17 時（必着）までに参加意思表明書を提出するとともに、令和 5 年 3 月 10 日（金）17 時（必着）までに次の担当所属あて提案書を提出してください。選定結果については、令和 5 年 3 月 31 日（金）（予定）までに通知します。

なお、上記の内容に違反する、または要件を満たすことが確認できなかった場合には、提案書は無効となります。

* 本プロポーザルの結果、選定された事業者と契約を締結する際に取り交わす契約書には、次の内容の条文を設けます。

- (1) 業者調査への協力
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づく契約解除等
契約条件の詳細は神奈川県ホームページ
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>) を参照してください。

| | | |
|-----------------------|-----------------|--------------------------------------|
| (担当所属名) | (問合せ先) | |
| 神奈川県産業労働局労働部 雇用労政課 | 労政グループ 池上・内田 | Tel 045-210-5739 Fax 045-210-8873 |